

## 葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

## 葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

## (改正部分抜粋) 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条から第11条まで (略) (介護補償)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が10万4,960円を超えるときは、10万4,960円)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が5万6,930円以下である場合に限り。) 5万6,930円</p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が5万2,480円を超えるときは、5万2,480円)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8,470円以下であるときに限り。) 2万8,470円</p>	<p>第1条から第11条まで (略) (介護補償)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が10万4,530円を超えるときは、10万4,530円)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が5万6,720円以下であるときに限り。) 5万6,720円</p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が5万2,270円を超えるときは、5万2,270円)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8,360円以下であるときに限り。) 2万8,360円</p>

現 行							改正案						
第13条から第30条まで (略)							第13条から第30条まで (略)						
別表 (第4条関係)							別表 (第4条関係)						
補償基礎額表							補償基礎額表						
医師、 歯科 医師 又は 薬剤 師と して の経 験年 数	5年 未満	5年 以上	10年 以上	15年 以上	20年 以上	25年 以上	医 師、 歯 科 医 師 又 は 薬 剤 師 と し て の 経 験 年 数	5年 未満	5年 以上	10年 以上	15年 以上	20年 以上	25年 以上
1 学校 医及 び学 校歯 科医 の補 償基 礎額	6,819 円	8,480 円	11,250 円	12,765 円	14,830 円	15,816 円	1 学校 医及 び学 校歯 科医 の補 償基 礎額	6,877 円	8,553 円	11,346 円	12,874 円	14,957 円	15,951 円
2 学校 薬剤 師の 補償 基礎 額	5,605 円	6,514 円	7,974 円	9,638 円	10,832 円	12,013 円	2 学校 薬剤 師の 補償 基礎 額	5,653 円	6,547 円	7,971 円	9,606 円	10,797 円	11,966 円
備考 1から4まで (略)							備考 1から4まで (略)						
							付 則 (施行期日)						
							1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。 (経過措置)						
							2 改正後の第12条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。						

現 行	改正案
	<p>3 改正後の別表（経験年数が10年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分を除く。以下この項において同じ。）の規定は、平成22年12月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 改正後の別表（経験年数が10年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>5 適用日から施行日の前日までの間において、改正前の別表（経験年数が10年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分を除く。以下同じ。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する改正後の葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。</p>